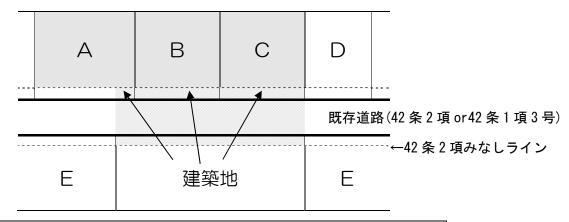
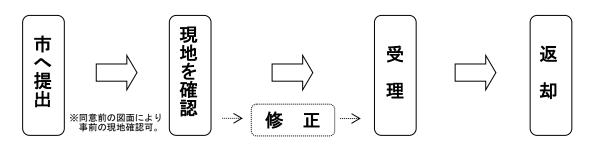
~「道路境界確定報告書」の提出について~

- ●前面道路が**既存道路**(私道)で<u>42条2項道路(幅員4m未満)</u>の場合、<u>42条1項3号(幅</u> <u>員4m以上)で境界不明確</u>の場合には、建築確認申請の前に、「道路境界確定報告書」を提 出してください。
- ●「道路境界確定報告書」は、私道のセットバック方法について、道路の反対側の土地所有者の方とお互いに決めてもらうものです。
- ●同意の範囲は、建築地を基準として、**道路の対向の土地所有者**となります。(道路部分の 土地の筆が分かれていて所有者が別にいる場合など、範囲が不明な場合はお問い合わせく ださい。)



この図の場合、斜線部分確定のために同意が必要となる土地はA・B・C

- ※ 道路境界確定報告書は、現況道路と敷地の境界(寸法共)及びセットバックの方法(寸法)について決めてもらうことを趣旨としていますので、土地の境界(筆界)については問いません。(土地の境界(筆界)を決めるためのものではありません。)
- ※ 道路境界は、建築地両端及び道路が屈曲している場合はその部分について境界を確定してください。
- ※ 市へ提出頂いた後、現地を確認します。現地の状況により、図面の修正等が必要となる場合もあります。 押印による同意をとる前に図面を提出して頂ければ、事前に現地を確認します。



- ※ 現況の目標物(杭・鋲・プレート・ブロック塀・側溝など)については、出来る限り詳しく図面に記載するようにしてください。図面の内容が現地で確認出来ない場合、境界標の設置等をお願いする場合もあります。特に、元道の位置やセットバックの位置については図面と現地が一致するようにしてください。
- ※ 提出部数は2部で、そのうち1部は受理後に返却します。(同意者が複数の場合などで、受理済の原本が複数必要な場合には、必要部数を提出してください。)
- ※ この他不明な点については、お手数ですが下記担当窓口までお問い合わせください。

鎌ケ谷市 都市建設部 建築住宅課 TEL:047-445-1141 (内線 426 427 建築係) :047-445-1466 (直通) FAX:047-445-1400

道路境界確定報告書

鎌ケ谷市

の前面道路の境界について、別添「道路境界確定書」のとおり道路境界 が確定しましたので報告いたします。

鎌ケ谷市長様

令和 年 月 日

建築主 (土地の権利者)

住所

氏名

(自著による署名)

道路境界確定書

3 境界標の位置

別添図に記載のとおり

建築主(土地の権利者)(以下、「甲」という。)と	令和 年 f	日
道路境界同意者(土地の権利者)(以下、「乙」という。	。) 甲 建築主(土地の権利者)	
とは、道路境界に関して協議を遂げ別添図に表示された境界を確認のうえ合意し、	住 所	
土地の権利者を変更する際は、合意内容を必ず引き継ぐものとする。	氏 名	印
1 土地の表示	乙 道路境界同意者(土地の権利者)	(自著押印)
甲の権利のある 土地(敷地)の地名地番	住 所	
甲の権利のある 道路の地名地番	氏 名	印
		(自著押印)
乙の権利のある 土地(敷地)の地名地番		
乙の権利のある 道路の地名地番		
2 立会い日		
令和 年 月 日		

注意事項

- 1 道路境界確定書に別添図を添付のうえ割印し、2部提出のこと。
- 2 別添図には、作成年月日、作成者署名捺印のこと。
 - ※ 建築主、道路境界同意者は、必ず自著により記入してください。 あらかじめ印刷し捺印したものは、受理することが出来ません。

道路境界確定書の別添図

確:	公図の写し(1/600) (道路となっている土地について斜線等で明示のこと)
定	
者:	
Ø :	
割:	
印	

道路の現況図または拡幅計画図 (1/200程度)

- ① <u>4メートル以上の道路</u>については、各敷地ごとに測定方法(境界杭、 ブロックの面、U字溝の外面等)及び幅員を明示する。
- ② <u>4メートル未満の道路</u>については、各敷地ごとに測定方法、幅員及び 道路の後退寸法を明示する。なお、現況においても杭、鋲等で明示する。

令和 年 月 日 図面作成者(自筆による署名捺印のこと)

印